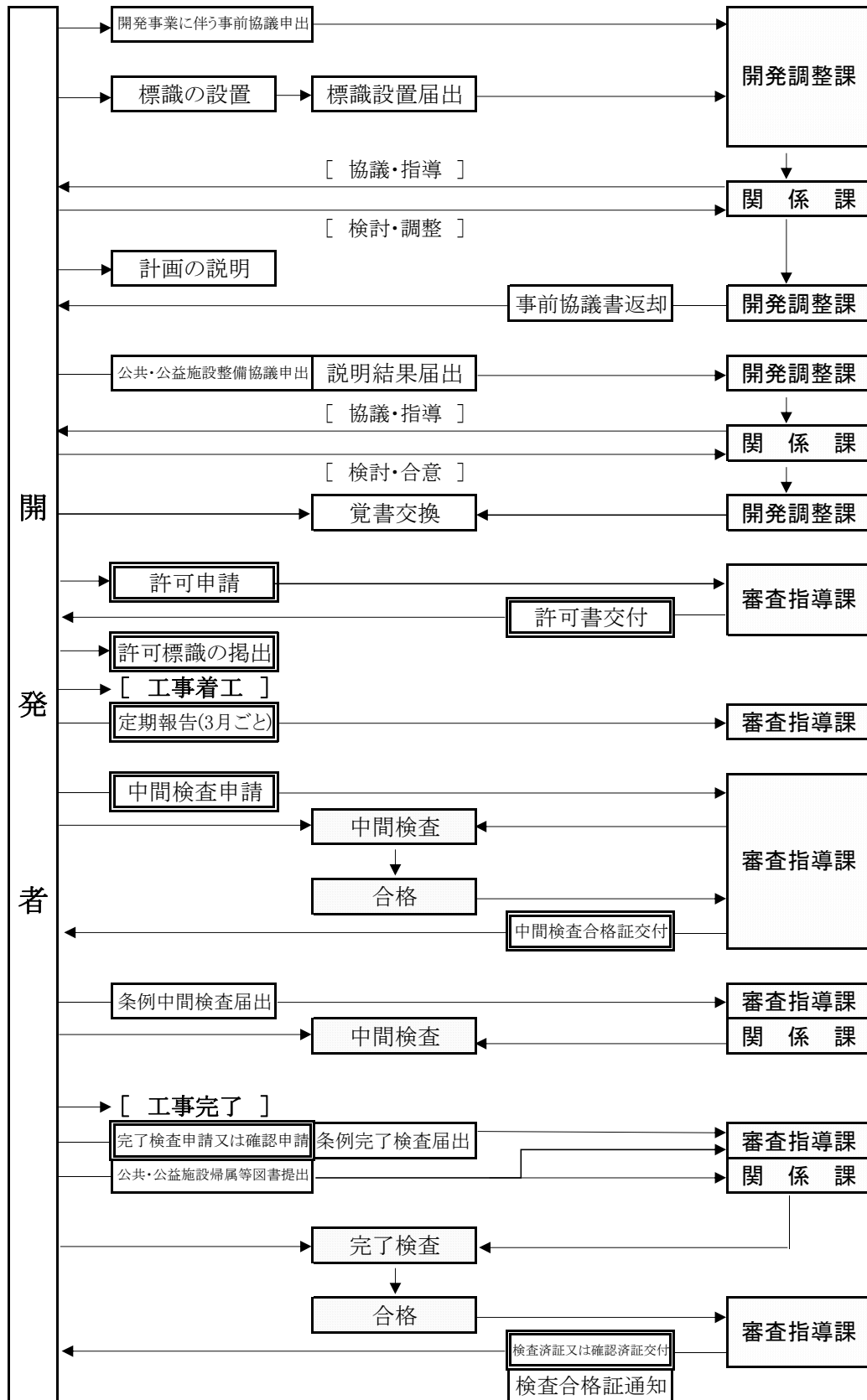


# 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請について

## 手続の流れ



※要否判定、不要証明等手続きが必要な場合は、事前協議前に行うこと。

※定期報告及び法に基づく中間検査は造成等の規模等により不要場合があります。

※許可申請時に住民への周知を講じたことを証明する書類の提出が必要です。  
周知の範囲は盛土高等に応じ変わる場合がありますので事前に審査指導課で確認が必要です。

法による手続